

工業蒲田

発行所 東京都大田区蒲田3丁目10番地
電話 (731) 2052 2910 3180
蒲田工業協同組合
編輯部 川幸
紙編部 忠
印刷部 幸
東京印刷所 橋本
株江社 栄輝堂
株式会 栄輝堂

青年部会発足

既報の如く、去る十一月十二日午後一時より日航レストハウスにおいて、本組合青年部会創立総会を開催し、全期並びに事業計画、予算、役員等を決め、いよいよ発足した。

並びに予算は昭和三十九年度に準ずる。

② 昭和三十八年度の事業報告並びに決算報告は昭和三十九年度と併せ行い、昭和三十九年二月の定期総会を開催しない。

③ 会費は昭和三十八年十一月分から徴収する。

決議

第一号議案 全期承認の件
別記の通り承認可決。

第二号議案 事業計画案並びに予算承認の件
別記の通り承認可決。

附帯決議
① 昭和三十八年度の事業計画

海老名正教氏(エヒナ電化)

青年部会々則

第一章 目的・名称

(目的)

第一条 本部会は蒲田工業協同組合の目的達成のための青年部会とし、青年の意欲と熱情を結集し、経営各般に亘り建設的に互に切磋琢磨し、以って自己企業の体質改善、近代化を図る資とし、中小企業の健全な発展ひいては日本産業の伸張に寄与すると共に、併せて会員相互間の連絡並びに親睦を図ることを目的とする。

(名称)

第二条 本部会は蒲田工業協同組合青年部会と称す。

(事務所)

第三条 本部会の事務所を蒲田工業協同組合事務所内に置く。

(事業)

第四条 本部会はその目的達成のため、次の事業を行う。

① 経営各般に亘る調査、研究並びに資料の蒐集配布。

(役員)

第五條 本部会の役員は次の通りとする。

(幹事)

第六條 本部会の幹事は次の通りとする。

(顧問)

第七條 本部会の顧問は次の通りとする。

(賛助)

第八條 本部会の賛助は次の通りとする。

(入会)

第九條 本部会の入会は次の通りとする。

(退会)

第十條 本部会の退会は次の通りとする。

(懲戒)

第十一條 本部会の懲戒は次の通りとする。

(総会)

第十二條 本部会の総会は次の通りとする。

(臨時総会)

第十三條 本部会の臨時総会は次の通りとする。

(決議)

第十四條 本部会の決議は次の通りとする。

(附則)

第十五條 本部会の附則は次の通りとする。

(雑則)

第十六條 本部会の雑則は次の通りとする。

(施行期)

第十七條 本部会の施行期は次の通りとする。

(附則)

第十八條 本部会の附則は次の通りとする。

(雑則)

第十九條 本部会の雑則は次の通りとする。

(施行期)

第二十條 本部会の施行期は次の通りとする。

村岡章夫氏(日銀製作)
監事(二名)(五十音順)
近藤正一氏(近藤機械)
豊間 茂氏(気球製作)

幹事数名の追加を幹事に一任する。

※ ※ ※
なお、創立総会終了後、記念講演として、蒲田工業協同組合長江木武彦氏の「今日に身体をほめる」と題して講演があり、次いで懇親パーティーに移り、祝杯をあげた。

② 特別会員
蒲田工業協同組合の事業場に在籍し、正会員の年令以外のもので、本組合に入会を希望し、正会員のイまたはロの項の資格を有するもの。入会に際しても正会員の条件と同じ。

③ 名誉会員
名誉会員は次のものとし、各会議に出席し意見をのべることを要する。

④ 賛助会員
本組合の趣旨に賛成し、その事業の発展を助成することを望むものは、幹事会の決定により賛助会員とする。

⑤ 正会員、特別会員及び賛助会員は所定の会費を納入しなければならぬ。

⑥ 退会 退会を希望する会員は部長に退会の届出をしなければならぬ。

⑦ 懲戒 懲戒を希望する会員は部長に懲戒の届出をしなければならぬ。

⑧ 総会 総会は次の通りとする。

⑨ 臨時総会 臨時総会は次の通りとする。

⑩ 決議 決議は次の通りとする。

⑪ 附則 附則は次の通りとする。

⑫ 雑則 雑則は次の通りとする。

⑬ 施行期 施行期は次の通りとする。

⑭ 附則 附則は次の通りとする。

⑮ 雑則 雑則は次の通りとする。

⑯ 施行期 施行期は次の通りとする。

⑰ 附則 附則は次の通りとする。

⑱ 雑則 雑則は次の通りとする。

⑲ 施行期 施行期は次の通りとする。

⑳ 附則 附則は次の通りとする。

㉑ 雑則 雑則は次の通りとする。

㉒ 施行期 施行期は次の通りとする。

㉓ 附則 附則は次の通りとする。

㉔ 雑則 雑則は次の通りとする。

㉕ 施行期 施行期は次の通りとする。

㉖ 附則 附則は次の通りとする。

㉗ 雑則 雑則は次の通りとする。

㉘ 施行期 施行期は次の通りとする。

㉙ 附則 附則は次の通りとする。

㉚ 雑則 雑則は次の通りとする。

㉛ 施行期 施行期は次の通りとする。

㉜ 附則 附則は次の通りとする。

㉝ 雑則 雑則は次の通りとする。

㉞ 施行期 施行期は次の通りとする。

㉟ 附則 附則は次の通りとする。

㊱ 雑則 雑則は次の通りとする。

㊲ 施行期 施行期は次の通りとする。

㊳ 附則 附則は次の通りとする。

㊴ 雑則 雑則は次の通りとする。

㊵ 施行期 施行期は次の通りとする。

㊶ 附則 附則は次の通りとする。

㊷ 雑則 雑則は次の通りとする。

㊸ 施行期 施行期は次の通りとする。

㊹ 附則 附則は次の通りとする。

㊺ 雑則 雑則は次の通りとする。

㊻ 施行期 施行期は次の通りとする。

㊼ 附則 附則は次の通りとする。

㊽ 雑則 雑則は次の通りとする。

㊾ 施行期 施行期は次の通りとする。

㊿ 附則 附則は次の通りとする。

㋀ 雑則 雑則は次の通りとする。

㋁ 施行期 施行期は次の通りとする。

㋂ 附則 附則は次の通りとする。

㋃ 雑則 雑則は次の通りとする。

㋄ 施行期 施行期は次の通りとする。

㋅ 附則 附則は次の通りとする。

㋆ 雑則 雑則は次の通りとする。

㋇ 施行期 施行期は次の通りとする。

㋈ 附則 附則は次の通りとする。

㋉ 雑則 雑則は次の通りとする。

㋊ 施行期 施行期は次の通りとする。

㋋ 附則 附則は次の通りとする。

㋌ 雑則 雑則は次の通りとする。

㋍ 施行期 施行期は次の通りとする。

㋎ 附則 附則は次の通りとする。

㋏ 雑則 雑則は次の通りとする。

㋐ 施行期 施行期は次の通りとする。

㋑ 附則 附則は次の通りとする。

㋒ 雑則 雑則は次の通りとする。

㋓ 施行期 施行期は次の通りとする。

㋔ 附則 附則は次の通りとする。

㋕ 雑則 雑則は次の通りとする。

㋖ 施行期 施行期は次の通りとする。

㋗ 附則 附則は次の通りとする。

㋘ 雑則 雑則は次の通りとする。

㋙ 施行期 施行期は次の通りとする。

㋚ 附則 附則は次の通りとする。

㋛ 雑則 雑則は次の通りとする。

㋜ 施行期 施行期は次の通りとする。

㋝ 附則 附則は次の通りとする。

㋞ 雑則 雑則は次の通りとする。

㋟ 施行期 施行期は次の通りとする。

㋠ 附則 附則は次の通りとする。

㋡ 雑則 雑則は次の通りとする。

㋢ 施行期 施行期は次の通りとする。

㋣ 附則 附則は次の通りとする。

㋤ 雑則 雑則は次の通りとする。

㋥ 施行期 施行期は次の通りとする。

㋦ 附則 附則は次の通りとする。

㋧ 雑則 雑則は次の通りとする。

㋨ 施行期 施行期は次の通りとする。

㋩ 附則 附則は次の通りとする。

㋪ 雑則 雑則は次の通りとする。

㋫ 施行期 施行期は次の通りとする。

㋬ 附則 附則は次の通りとする。

㋭ 雑則 雑則は次の通りとする。

㋮ 施行期 施行期は次の通りとする。

㋯ 附則 附則は次の通りとする。

㋰ 雑則 雑則は次の通りとする。

㋱ 施行期 施行期は次の通りとする。

㋲ 附則 附則は次の通りとする。

㋳ 雑則 雑則は次の通りとする。

㋴ 施行期 施行期は次の通りとする。

㋵ 附則 附則は次の通りとする。

㋶ 雑則 雑則は次の通りとする。

㋷ 施行期 施行期は次の通りとする。

㋸ 附則 附則は次の通りとする。

㋹ 雑則 雑則は次の通りとする。

㋺ 施行期 施行期は次の通りとする。

㋻ 附則 附則は次の通りとする。

㋼ 雑則 雑則は次の通りとする。

㋽ 施行期 施行期は次の通りとする。

㋾ 附則 附則は次の通りとする。

㋿ 雑則 雑則は次の通りとする。

㌀ 施行期 施行期は次の通りとする。

㌁ 附則 附則は次の通りとする。

㌂ 雑則 雑則は次の通りとする。

㌃ 施行期 施行期は次の通りとする。

㌄ 附則 附則は次の通りとする。

㌅ 雑則 雑則は次の通りとする。

㌆ 施行期 施行期は次の通りとする。

㌇ 附則 附則は次の通りとする。

㌈ 雑則 雑則は次の通りとする。

㌉ 施行期 施行期は次の通りとする。

㌊ 附則 附則は次の通りとする。

㌋ 雑則 雑則は次の通りとする。

㌌ 施行期 施行期は次の通りとする。

㌍ 附則 附則は次の通りとする。

㌎ 雑則 雑則は次の通りとする。

㌏ 施行期 施行期は次の通りとする。

㌐ 附則 附則は次の通りとする。

㌑ 雑則 雑則は次の通りとする。

㌒ 施行期 施行期は次の通りとする。

㌓ 附則 附則は次の通りとする。

㌔ 雑則 雑則は次の通りとする。

㌕ 施行期 施行期は次の通りとする。

㌖ 附則 附則は次の通りとする。

㌗ 雑則 雑則は次の通りとする。

㌘ 施行期 施行期は次の通りとする。

㌙ 附則 附則は次の通りとする。

㌚ 雑則 雑則は次の通りとする。

㌛ 施行期 施行期は次の通りとする。

㌜ 附則 附則は次の通りとする。

㌝ 雑則 雑則は次の通りとする。

㌞ 施行期 施行期は次の通りとする。

㌟ 附則 附則は次の通りとする。

㌠ 雑則 雑則は次の通りとする。

㌡ 施行期 施行期は次の通りとする。

㌢ 附則 附則は次の通りとする。

㌣ 雑則 雑則は次の通りとする。

㌤ 施行期 施行期は次の通りとする。

㌥ 附則 附則は次の通りとする。

㌦ 雑則 雑則は次の通りとする。

㌧ 施行期 施行期は次の通りとする。

㌨ 附則 附則は次の通りとする。

㌩ 雑則 雑則は次の通りとする。

㌪ 施行期 施行期は次の通りとする。

㌫ 附則 附則は次の通りとする。

㌬ 雑則 雑則は次の通りとする。

㌭ 施行期 施行期は次の通りとする。

㌮ 附則 附則は次の通りとする。

㌯ 雑則 雑則は次の通りとする。

㌰ 施行期 施行期は次の通りとする。

㌱ 附則 附則は次の通りとする。

㌲ 雑則 雑則は次の通りとする。

㌳ 施行期 施行期は次の通りとする。

㌴ 附則 附則は次の通りとする。

㌵ 雑則 雑則は次の通りとする。

㌶ 施行期 施行期は次の通りとする。

㌷ 附則 附則は次の通りとする。

㌸ 雑則 雑則は次の通りとする。

㌹ 施行期 施行期は次の通りとする。

㌺ 附則 附則は次の通りとする。

㌻ 雑則 雑則は次の通りとする。

㌼ 施行期 施行期は次の通りとする。

㌽ 附則 附則は次の通りとする。

㌾ 雑則 雑則は次の通りとする。

㌿ 施行期 施行期は次の通りとする。

㍀ 附則 附則は次の通りとする。

㍁ 雑則 雑則は次の通りとする。

㍂ 施行期 施行期は次の通りとする。

㍃ 附則 附則は次の通りとする。

㍄ 雑則 雑則は次の通りとする。

㍅ 施行期 施行期は次の通りとする。

㍆ 附則 附則は次の通りとする。

㍇ 雑則 雑則は次の通りとする。

㍈ 施行期 施行期は次の通りとする。

㍉ 附則 附則は次の通りとする。

㍊ 雑則 雑則は次の通りとする。

㍋ 施行期 施行期は次の通りとする。

㍌ 附則 附則は次の通りとする。

㍍ 雑則 雑則は次の通りとする。

㍎ 施行期 施行期は次の通りとする。

㍇ 附則 附則は次の通りとする。

㍈ 雑則 雑則は次の通りとする。

㍉ 施行期 施行期は次の通りとする。

㍊ 附則 附則は次の通りとする。

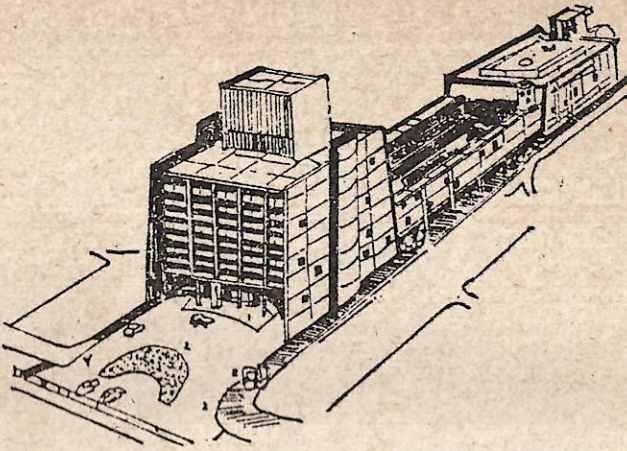
㍋ 雑則 雑則は次の通りとする。

㍌ 施行期 施行期は次の通りとする。

中小企業従業員に福音

勤労福祉会館を建設

—— 近く蒲田地区にも ——



尚、都労働局では、今度中小企業

税務署長より感謝状

株式会社 気球製作所

蒲田税務署管内の三十七年度納税功労表彰式は、去る十一月五日、大田区産業会館で、蒲田税務署、蒲田納税貯蓄組合連合会、蒲田法人会、蒲田青色申告会の共催で盛大に行われたが、本組合員株

不渡手形戦後最高

東京手形交換所の発表によると、十月月の不渡手形は八万六千四百九十枚で、昨年同月に比べ、一四・九%増加し、これまでの最高である本年五月（七万八千三百四十枚）を上回り、戦後最高となった。一方、大阪手形交換所の発表によると、十月月の不渡手形は二千七百六十一枚、四億八千二百三十三円で、昨年同月に比べて枚数で二四・八%、金額で六六%増加した。

中小企業の求人難は今では個性の予定であるが、中小企業従業員化しているが、これは中小企業が、大企業に比較して、給与、福祉施設などの待遇問題でかなりの格差があるためといわれている。

このため、東京都では「魅力ある中小企業」を標榜し、かねてから「東京都勤労福祉会館」の建設を考えていたが、このほどいよいよ着工の運びとなった。同館は都内中央区桜橋に建てられるもので、地上六階地下二階、建坪延べ約六千平方メートル、館内には五百人を収容できる講堂をはじめ、結婚式場、中庭には二十五メートルまであるという豪華なもので、総工費十三億円、昭和三十九年秋に完成

の各関係者が集って「労働協議会

（仮称）を結成、話し合っており、この会館と同じ程度の規模のものを蒲田地区、城東地区、山手地区にそれぞれ一つづつ建て、また現在ある労働会館も、改、増築するなどして、都内の中小企業従業員の厚生施設を充実していく計画のとこと。

（前頁より）

（役員任期）

第六條 役員任期は二年とし、重任を妨げない。補欠及び増員で選任された役員任期は他の在任者の残任期間とする。

（役員任期）
第七條 部長は本部会を代表し、会務を総理する。
副部長は部長を補佐し、部長事故あるときはその職務を代行する。

会計幹事は本部会の経理を掌る常任幹事は本部会の常務を掌理し、部長、副部長、共に事故あるときはその職務を代行する。監査は本部会の業務及び財産の状況を監査する。

（幹事会の任務）
第十八條 幹事会は次の事項を審議する。
① 総会から委任された事項
② 総会に提出すべき議案
③ その他重要な事項
幹事会は部長が招集しその議長となる。

（顧問）
第十九條 本部会は顧問若干名をおくことができる。
顧問は幹事会において推薦する。

第八章 委員会
（委員会）
第二〇條 専門事項を調査研究、審議または実施するために委員会を設置することができる。
委員会の設置並びに改廃は幹事会において決定する。

第九章 会計
（会計年度）
第二一條 本部会の会計年度は毎年一月一日に始まり十二月三十一日に終る。

（収入）
第二二條 本部会の経費は、会費、寄附金、その他の収入をもってこれにあてる。

（会費）
第二三條 会費は左の通りとする
正会員月額 一、五〇〇円
特別会員月額 一、五〇〇円
賛助会員月額 一〇、〇〇〇円以上

蒲田工業協同組合青
年部会昭和三十九年
度事業計画

一、研究会・座談会・講演・講習会等
二、工場見学会の開催年三、四回
三、調査・研究並びに資料の蒐集配布
四、蒲田工業協同組合に対する建議
五、会員親睦のための行事年二回
六、その他附帯せる事業

収入の部
会費 七二〇、〇〇〇円
雑収入 七、二〇〇円
計 七二七、二〇〇円

支出の部		蒲田工業協同組合青 年部会昭和三十九年 度予算
講演・講習会費	一四四、〇〇〇円	
工場見学会費	三〇、〇〇〇円	
調査・研究費	四八、〇〇〇円	
会議費	八四、〇〇〇円	
雑費	二〇、〇〇〇円	
予備費	一三二、二〇〇円	
計	七二七、二〇〇円	
以上		

最新式の万能消火器

強化液消火器

ロードスター

能力単位 A 3. B 3. C

三津浜興業株式会社

東京都品川区五反田3～27
TEL (491) 7006.0456
工場 東京都大田区東蒲田2-17
TEL (732) 3641～2

●明電家庭電気品

●明電冷蔵庫
●明電洗濯機
●明電自動電気釜
●明電クリーナー
●明電暖房器



力が強く寿命が長い
モートルの決定版!

明電モートル

閉鎖防滴型 全閉外扇型
密封ボールベアリング付



明電舎

明電舎代理店

東交通商株式会社

京浜地区サービスセンター
東京都大田区入新井3～52 電話 (761) 1323

中政連大田支部

設備近代化資金
この制度は、国から都道府県に
する補助金（三十八年度は四一

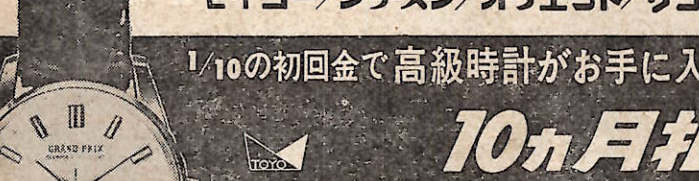
が対象となっているが、紙面の都合で、末尾にその業種だけを掲げる。

設等であつても、
備品、事務所、そ
る建物、遊興、娯

イ、土地。貸付対象の限度は一企業者三、三〇〇平方メートルであり、造成前のものは三・三平方

以上、商業關係を除いて説明してきたが、現今の貿易自由化、大企業等による産業分野の侵犯、重

鑛材業、石炭鑛業、金属非金属鑛業、砂利採取及び採石業。



セイコー/シチズン/オリエント/リコー

1/10の初回金で高級時計がお手に入る

10ヵ月払

カタログご希望の方は、ハガキに「工業蒲田」で見た。月賦カタログ送れとかきお申込み下されば、すぐお送り致します。

東京都杉並区 荻窪 1 の 54 **東洋時計株式会社** 電話(392) 代表 1131

電話 (502) 0638, 0639



左記の図書が新しく参りましたのでお知らせします。
組合員さんの図書です。お気軽にご覧下さい。
貸出しも行っておりますからお申下さい。

記

○中小企業における労働給事情と労働移動
○貸金通信(年末手当の要求方針と要求状況 年末一時金要求の根拠とその試算例 その他)
○中小企業と労働問題(ふえた人件費の割合 その他)
○中小企業だより(東京都中小企業業種別経済動向 上・中期労働経済報告 その他)
○東協連合報(協同組合法改正の方向、その他)
○中小企業新報(自民中小企業対策連絡協議会第九回総会での模様、その他)

組合員だより

電話番号 変更
▽株式会社北辰工機製作所(大田区矢口町一〇五五、代表者江崎達夫氏)の電話番号が左の通りになりましたのでお知らせします。
(七三三)三八四一(代)一
▽深尾電線製造株式会社(大田区東蒲田三三〇四、代表者浦志隆太郎氏)の電話番号が左の通りになりましたのでお知らせします。
(七三三)四六五一(代)
▽昭和精密工業株式会社(大田区大森五ノ四一、代表者伊藤行氏)の電話番号が左の通りになりましたのでお知らせします。また、工場の電話番号も変更になりましたのでお知らせします。
本社 移転
電話番号変更
(七三三)五四五一(代)一四

▽清水建設株式会社(大田区東六郷三ノ二、代表者清水義雄氏)の電話番号が左の通りになりましたのでお知らせします。
新電話番号
(七三三)五五八一(代)一三
(七三三)一九八三
▽三津浜興業株式会社(大田区東蒲田二ノ一七、代表者木々津栄氏)の電話番号が左の通りになりましたのでお知らせします。
新電話番号
(七三三)三五六(代)一七
(七三三)三六四一(代)一
▽株式会社里吉製作所(大田区西六郷三ノ五六、代表者里吉敏之氏)の電話番号が左の通りになりましたのでお知らせします。
新電話番号
(七三三)六五二(代)一三
▽株式会社小俣工業所(大田区今泉町三〇五、代表者小俣福一郎氏)の電話番号が左の通りになりましたのでお知らせします。茲に謹んでお知らせ申上りますと共に、氏のご冥福を衷心よりお祈り申上ります。
(七三三)二二二(社長)
▽杉谷金属工業株式会社(大田区



ことばの泉

「やたら」は、一般に「やたらに」と「に」を付けて使われている。この言葉の語源は、インドの梵語(ほんご)「ヤタラ(夜多羅)で「早く踏み出す(よう)」という意味の言葉です。この言葉は、すいぶん古くから使われていたと推定される。多羅(た)と「に」の音があつて、その子音をまねることになった。だといふ説もある。

やたら

これは、昔(七〇〇年〜七五〇)の調子のまねをしようとするので、年(な)金(こん)はる(はる)家(いへ)によすが(よすが)に、な(な)に(に)も(も)非公開の秘伝(ひでん)や(や)になるといふ東北地方の古い言葉「やたら」の訛(なり)である。

三 星 調 帯 の 平 V ベ ル ト
東 北 ゴ ム の ゴ ム ホ ー ス
ゴ ム ・ 石 綿 ・ 皮 ・ パ ッ キ ン グ
フアイバー・フェルト・ビニール製品
三 馬 ゴ ム ・ 履 物 ・ 合 羽 ・ 手 袋



蒲田ゴム株式会社

大田区東蒲田2ノ11(京浜第一国道夫婦橋際)
電 話(731)4476・7339(738)3860

学校新聞 組合協会会報

校 友 会 雑 誌
卒 業 記 念 ア ル バ ム
(新報印刷の手引郵呈)

株式 栄輝堂印刷所

東京都江東区深川新大橋2の5
電話東京(633)3947・3948

観光バス・温泉旅館案内

スキー・スケートの申込所
御一報参上

羽田国際観光 株式会社

大田区桃谷町4〜9

電 話 (741) 3848
2364番
4389

旅館、バスのお申込みはお早めに
お願い致します

石炭 コークス 卸小売
ウエス 布 手 袋

降旗商店

東京都大田区西六郷1丁目38番地

電話 蒲田 (731) 5733番

業務報告



① 十二月商業手形割引取扱高
二、一九五二、〇五八円

② 十一月共同購入業務取扱高
一七一九、五三〇円

十一月一日 東京郵政経済貿易課
よりの要請による中米ニ力グア
に於ける日本商賈見本市への出品
のお奨めについて通知

十一月八日 組員旅行懇親会
(於熱海赤尾ホテル)

十一月九日 組員旅行懇親会
(於熱海赤尾ホテル)

十一月十二日 青年部会創立総会
(於日航レストハウス、記念講
演「今日に身体をはめろ」言論科
学研究所長江木武彦氏、会員懇親
パーティー。

十一月十四日 理事会
① 九月末試算表報告承認の件、
全員承認可決

② 運転資金借入に関する件、
中金より運転資金五百万円借入
することに決定

③ 新加入申込組員承認の件
有限会社羽田発条製作所、株式
会社古谷電機計器製作所の加入を
承認可決。

④ 職員年末手当に関する件、
十二月六日午前十二時より常任
理事会を開催し、審議することに
決定。

⑤ 十二月理事会日時決定の件、
十二月十日(第二次)午後三
時より開催することに決定。

⑥ 機関紙「工業蒲田」新年特別号
編輯に関する件、
永森機関紙編輯委員長より編輯
方針について説明、全員これを承
認可決。

十一月十六日 職員慰安旅行

十一月十七日 職員慰安旅行

十一月十八日 大田区機械金属工
業実態調査について協力方依頼通
知。

十一月二十一日 青年部会幹事会
① 新入会申込者承認の件、
岡田清氏(岡田鉦金株式会社)
篠岡有治氏(有限会社篠岡鍛造工
業)、木村太郎氏(城南木工株式
会社)の三氏の入会を承認可決。

② 役員幹事互選の件、
互選の結果、次の通り決定。
部長 長坂基秀氏(長坂精機株式会社)
副部長 暫時当番幹事二名をおき、こ
れに代える。
月当番左の通り
十二月 石森憲蔵氏、伊藤宗行
氏、
一月 海老名正教氏、大谷方統
氏、
二月 小野和夫氏、坂口靖治氏
三月 佐藤精一氏、竹中稔氏、
四月 富田耕平氏、島海保男氏
五月 水森忠夫氏、西野三郎氏
六月 蛸田正司氏、村岡章夫氏
常任幹事
現幹事全員が常任幹事とする。
会計幹事
西野三郎氏とする。

③ 委員会設置に関する件、
必要に応じて委員会を設置し、
常設しないことに決定。

④ 定例役員会日時決定の件、
毎月第一金曜日午後一時三〇分
と決定。

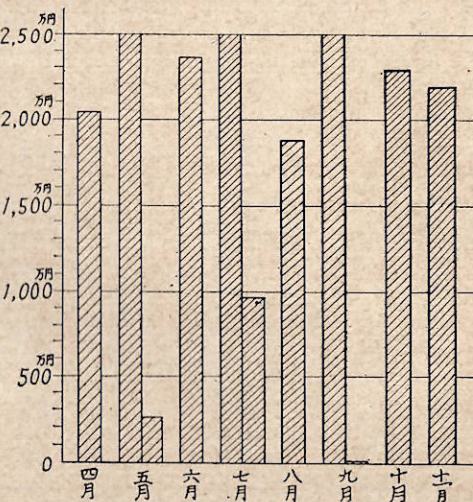
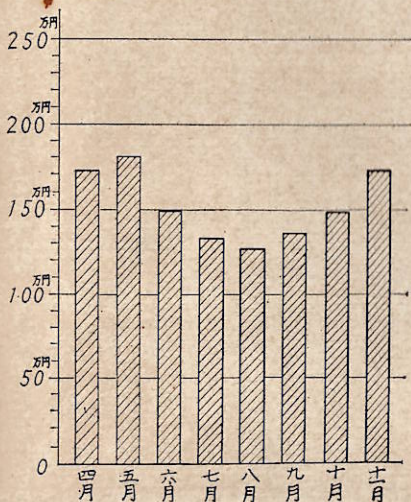
⑤ 座談会開催に関する件、
青年部会のPRのため、また青

年部会の在り方について会員の意見
を聞くため座談会を開催し、こ
れを機関紙一月号に掲載すること
に決定。
日時 十二月六日午後四時、場所
未定。

⑥ 事業活動に関する件、
次回の定例役員会までに、各自
案を持ち寄ることとし、尚、座談
会における会員の意見も聞いて今
後の活動方針を決めることに決定
⑦ 年末年始行事決定の件、
年始行事 講演又は講習会を開
催し、併せて名刺交換会を開催す
ることに決定。
十一月二十三日 永年勤続者表彰
さる(大田区工業永年勤続者感謝
会)における会員の意見も聞いて今
後の活動方針を決めることに決定
十一月二十九日 機関紙新年号連
名広告について依頼状発送。

昭和三十八年度商手割引取扱高

昭和三十八年度共同購入取扱高



東京都公認 各種ウエス製造

＝蒲田工業協同組合指定品＝
多少に不拘御用命下さい

渡 貢 商 店

東京都渋谷区本町2の26
電 話 (361) 6551

美 割烹

仲浦田二ノ二〇(京浜線踏切前)
電話蒲田側(三三四〇)
電話蒲田側(七三七四)

御集會に
お祝いに
御法要に
ぜひ鳥七の
幕の内弁当折詰の御利用を



鳥 七

営 業 所 宅
目 所 宅
(731)
(738)
(738)

コ 063
コ 901
コ 908
コ 920

フランス料理

ゲリル双葉

東京都大田区本蒲田2～16
電話蒲田 (731) 2451

作業服・職場服

職場に合った作業服を選んで下さい

(771) 3945へ

御一報次第豊富な見本持参々上

倉レビニロン作業服
東 洋 紡 績 株式 会社
倉 敷 紡 績 株式 会社

蒲田工業協同組合指定

新井産業有限会社

東 京 (771) 3945 ・ 埼 玉 (0855) 2686